

交	01	12	5 年
(令和12年3月31日まで保存)			
(令和12年3月31日まで有効)			

交 規 第 1 6 6 号
令 和 6 年 7 月 1 日

交通部内各所属長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について

代理人が、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に定める自動車保管場所証明申請書、自動車保管場所届出書、保管場所標章交付申請書及び保管場所標章再交付申請書（以下「申請書等」という。）を作成又は提出した場合における取扱い上の留意事項については、「代理人による保管場所証明申請等に関する取扱い上の留意事項について」（平成31年4月5日付け交規第22号。以下「旧通達」という。）により適切な対応を指示していたところであるが、この度、所要の見直しを行い、その内容は下記のとおりであるので遺憾のないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

1 委任状の取扱いについて

(1) 委任状の提出を受けた場合における代理権の確認

代理人の作成又は提出に係る申請書等に基づき、自動車の保管場所証明等を行う場合には、代理権の有無及び範囲を警察署長が確認することから、当該申請書等の受理に際しては、原則として委任状又はその写し（以下「委任状等」という。）を提出させること。

なお、代理権の確認に当たっては、当該代理権の有無及び範囲が確認できれば十分であることから、委任状等の様式にこだわることなく、記載内容を吟味した結果、代理要件を充足する内容である場合には受理すること。

(2) 委任状等の提出がない場合における代理権の確認

代理権の授与には必ずしも委任状等が必要とはされていないことから、代理人が委任状等を所持していない場合もあり得るが、この場合において、当該代理人が委任状等の提出の求めに応じない場合は、申請者又は届出者（以下「申請者等」という。）に対する架電等の方法により、代理権の有無及び範囲を確認して、代理権を有すると認められる場合には受理すること。

なお、その際には電話通信用紙を作成しておくなど、代理権の確認経緯の記録化に努め、後日の紛議とならないようにすること。

2 申請書等への代理人の記名押印について

申請書等への押印については一律に廃止されたところであるが、行政書士法の規定上、代理人が業として作成又は提出する書面については、これに代理人の記名押印があり、かつ、当該代理人が当該申請書等の作成に関し代理権を有することを確認することができる場合には、これを有効な申請書等として取り扱うこと。

3 申請書等の記載事項の訂正について

代理人による申請書等の記載事項の訂正については、当該代理人が当該申請書等の訂正に関し、代理権を有するものと認められる場合には、原則として委任状等の提出をもって、これを認めること。ただし、既に委任状等が提出されている場合、あるいは申請書等の受理の段階において、架電聴取等の方法により委任の範囲を確認済である場合で、当該委任の範囲に申請書等の記載事項の訂正が含まれているときは、この限りでない。

また、代理人が申請書等の訂正をした場合の訂正箇所への押印については不要としているが、行政書士会推奨様式の承諾書については、「職印での訂正を承諾します。」との文言が残っていることから、当該様式を使用した場合には訂正箇所への職印の押印が必要となることに留意すること。

4 申請書等の様式について

代理人から、申請書等の様式の変更について要望を受けた場合、これに応じないこと。ただし、申請者等の住所、氏名等の記載欄に代理人として記名押印するために、当該欄の幅等を変更することなく、申請者等の住所、氏名等の記載位置を欄内で移動させ、又はその文字を縮小させることは、差し支えない。

5 復代理について

復代理人が作成若しくは提出した申請書等に基づき、自動車の保管場所証明等を行う場合又は当該復代理人が申請書等の記載事項を訂正する場合は、申請者等が作成する委任状等及び代理人が作成する委任状等により、復代理人の代理権の有無及び範囲を確認する必要があることから、原則として当該確認に必要な委任状等を提出させること。

6 その他留意事項

(1) 委任状等の提出に係る指導

自動車の保管場所証明等に係る事務を適正に遂行するためには、委任状等により代理権に係る確認を行うことが妥当であるため、委任状等の添付について、申請等のため来署する行政書士に対して指導を行うこと。

(2) 私人による代理申請等の取扱い

行政書士法（昭和26年法律第4号）は、同法第1条の2第1項及び第1条の3第1項において、業として他人の依頼を受け、上記申請書等を含む事実証明に関する書類を作成し、官公署に提出することができる旨規定しているものであるが、当該書類については、業として行わない限りにおいて、私人においても代理が可能であることに留意すること。